

基山町 第10区  
区長 坂本 弘 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

②伊勢前公園及びきやま台公園の桜の老木剪定につきましては、カーブミラー周辺の枝は近日中に剪定いたします。それ以外の部分は、11月から12月末を目途に、町内の高木剪定を予定しておりますので、その中で対応したいと考えております。

2. 取扱いの理由

②カーブミラー周辺の枝は、交通事故につながる恐れがあるので、早急に対処いたします。それ以外については、高木であり、専門の造園業者に依頼して実施する必要があるが、夏季に剪定を行うと木が枯れてしまう恐れがあり、秋季から冬季で実施したいため。

3. その他